

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		軽自動車税システムファイル（基幹業務システム）	
行政機関等の名称		小田原市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		総務部市税総務課	
個人情報ファイルの利用目的		軽自動車税の賦課事務のために利用する。	
記録項目		1氏名、2住所、3生年月日、4電話番号、5宛名番号、6車種、7標識番号、8所有形態、9定置場、10車名、11型式及び年式、12原動機の型式、13車台番号、14型式認定番号、15総排気量又は定格出力、16初度検査年月、17燃料種類、18税率特例、19重課判定情報、20軽課判定情報、21標識返納有無・理由、22盗難届出年月日、23盗難届出警察署、24盗難届出受理番号、25取得年月日、26異動年月日、27届出年月日、28課税区分、29賦課年度、30通知書番号、31税額、32納期限、33減免対象年度、34減免種別、35障がい名・程度、36手帳・証明書、37送付先	
記録範囲		4月1日に小田原市内を定置場として登録している軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車及び小型特殊自動車の所有者及び使用者	
記録情報の収集方法		本人からの軽自動車税申告書（新規・移転・抹消）、軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書、軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識交付返納書、軽自動車税（種別割）減免申請書、地方公共団体情報提供システム（J-LIS）、軽OSS連携システムからの提供。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		含む	
記録情報の経常的提供先		警察署、公安委員会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	小田原市 総務部 総務課（行政情報センター）	
	(所在地)	〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		—	
個人情報ファイルの種別		<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		非該当（提案の募集は当面実施しない）	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		—	
行政機関等匿名加工情報の概要		（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		含まない（条例要配慮個人情報の規定なし）	
備考		—	